

徳島県高収益作物次期作応援事業実施要領

もうかるブランド推進課

令和2年6月15日

第1 趣旨

加温栽培により有利販売を行っている施設栽培の果樹等は、本県を代表する高収益型の園芸作物であるが、新型コロナウイルス感染症の拡大による外食需要の減少に伴う市場価格や、販売額の低迷等の大きな打撃を受けており、今後の経営継続や産地維持が困難となる状況が懸念されている。

そこで、新型コロナウイルス感染症の収束後に向けて、生産体制の強化を図るため、次期作に前向きに取り組む産地を支援する。

第2 対象品目

本事業の交付対象となる品目は、次の要件を全て満たすものとする。

- 1 令和2年4月から同年5月までの間に出荷実績がある又は廃棄により出荷できなかったものがある
- 2 令和2年4月又は同年5月の販売額若しくは売上げが前年同月比2割以上減少したもの
- 3 加温設備を備えた施設栽培により生産されたもの

上記の1、2及び3の要件を満たすものとして、加温による施設栽培のすだち、ゆずを対象品目とし、その他の施設栽培の品目は申請を計画している産地との協議により選定するものとする。ただし、その他の品目から施設栽培の花き、大葉、わさび類は除く。

第3 事業実施主体

事業の実施主体は次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。

- 1 地域農業再生協議会
- 2 農業協同組合
- 3 農業者を構成員とし、事業実施及び会計手続きを適切に行いうる体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体

第4 事業の内容及び交付額

1 助成対象となる取組

新型コロナウイルス感染症収束後の生産販売体制の強化に向けて、地域の実情に応じて様々な課題を解決するために行う、地域が主体となる対策・計画に基づいた取組に対して交付する。

2 交付額

1の取組を行う対象となる農業者（以下「取組実施者」という）の対象品目の令和2年度次期作の栽培面積に対し、施設栽培のすだち、ゆずにあっては10アール当た

り35万円、その他の施設栽培品目にあつては10アール当たり10万円を、予算の範囲内で交付するものとする。なお、国が助成する制度と重複する取組は交付対象としない。

3 事業の推進

事業実施主体は、事業実施に当たっては、関係する地域の農業支援センターと連携の上、進めることとする。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は令和2年6月15日から令和3年3月31日までとする。

第6 事業計画の提出と承認

1 事業計画の提出

事業実施主体は、関係する地域の農業支援センターと協議の上、事業計画承認申請書（様式第1号）を作成し、関係する地域の農業支援センター所長の意見書（様式第2号）を添えて、知事に提出するものとする。

2 事業計画の承認

知事は、事業実施主体から事業計画承認申請書の提出を受けた場合において、その内容が適当と認めるときは、事業計画を承認し、事業実施主体に通知するものとする。

第7 交付決定及び事業の事前着手

事業実施主体は、原則として、徳島県補助金交付規則第4条第1項の交付決定後に事業に着手するものとし、その申請は、徳島県もうかるブランド推進課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）により行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつては、事業の内容が承認され、かつ補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。

この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

事業実施主体は、事業計画承認前に事業に着手する場合には、その理由を明記した事前着手届（様式第3号）を、もうかるブランド推進課に提出する。

第8 成果目標の設定

対象品目について、生産販売体制が強化され、課題解決が図られることにより、事業実施地区の対象品目の作付面積を維持又は拡大していることとし、目標年度は令和3年度末とする。

第9 実績報告

事業実施主体は、事業完了後、交付要綱第8条に基づき、交付要綱第8条の（2）に基づく関係資料（様式第4号及び事業を実施したことが分かる資料）を添付し、実績報

告書をもうかるブランド推進課に提出する。

第10 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組実施者の交付対象面積を確認するなど、取組実施者の指導監督を行うものとする。

第11 事業の評価

- 1 事業実施主体は、原則として、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その報告を評価報告書（様式第4号）により、目標年度の翌年度の9月末日までに行うものとする。
- 2 知事は1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく事業実施主体による事業評価が適正に行われているかについて点検評価するものとする。
- 3 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、知事は事業実施主体に対し、目標達成に向けた指導を行うものとする。

第12 その他

- 1 事業実施主体及び事業の受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業関係の共済や保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、もうかるブランド推進課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月15日から施行する。